

令和２年８月

玖珠町農業委員会定例総会議事録

注．発言の内容についてはその要旨を記載しております。

（発言そのものの記載ではありません。）

この公開用議事録は個人情報に関すると思われる部分等については○で消しています。

玖珠町農業委員会

玖珠町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和2年8月7日（金）午後1時30分～

2. 開催場所 玖珠町役場 3階 大会議室

3. 出席委員

1 番	繁田 富男	2 番	島津 益夫	3 番	梶原 光宏
4 番	園田 恭子	5 番	宿利 浩満		
6 番	河野千代美（副会長）	7 番	安藤 慎八（会長）		

4. 出席農地利用最適化推進委員

1 番	小雲 基廣	3 番	衛藤 榮一	4 番	梅木 隆富
5 番	藤原 善和	6 番	高浪 辰雄	7 番	高倉 利子
8 番	飯田 久夫	9 番	秋好 清広	11 番	衛藤 和敏

5. 議事日程

議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

報告第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下げ
願いについて

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について
(相続)

報告第3号 農地法第18条合意解約通知書について

その他

6. 農業委員会事務局

局長	藤原 八栄	主幹（統括）	井野 俊夫
主査	島津 智美	主査	繁田 寿美

7. 会議の概要 事務局長	定例総会の開催に先立ちまして、ご報告したいことがございます。先月7月30日に農業委員のみを招集し、臨時総会を開催いたしました。そこで、梶原会長の、会長職の辞任の同意と、新しい会長及び副会長の選出を行いましたので、推進委員の皆様にご報告いたしたいと思います。 新しい会長には安藤慎八さん、副会長には河野千代美さんが選出されました。任期につきましては、令和2年8月1日から令和4年3月31日までとなります。 まず、退任された前会長であります梶原委員にあいさつをいただきますと思います。
農業委員	(あいさつ)
事務局長	ありがとうございました。次に、会長になられた安藤会長、あいさつをお願いします。
会長	(あいさつ)
事務局長	ありがとうございました。次に、副会長になられた河野副会長、あいさつをお願いします。
副会長	(あいさつ)
事務局長	ありがとうございました。 それでは、ただ今より令和2年8月定例総会を開催します。新型コロナウイルス感染拡大の予防のため、引き続き、マスクを着用しての会議となりますが、ご了承願います。また、大分県で新型コロナウイルスの感染者が新たに出ていますので、今後、各会議において、検温をお願いすることとなりました。毎回の検温にご協力よろしくお願いします。 それでは、着席して進めさせていただきます。 農業委員定数7名に対して、7名全員の出席です。玖珠町農業委員会会議規則第6条の規定により、会議が成立していることを報告します。次に、議案に上程いたしました案件について質疑等がございましたら、議長の承認のうえ発言をお願いします。

	また、総会の開催中は携帯電話をお切りください。 それでは、議長の選出ですが、会議規則第4条の規定により会長が議長となります。以後の議事の進行につきましては、安藤会長よろしくお願いします。
議長	本日の議事録署名人を指名します。議事録署名人に、5番委員、6番委員よろしくお願いします。 それでは議事に入ります。議案第1号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。
事務局	議案第1号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてです。 番号1、大字塚脇字田中〇〇〇番〇〇、登記簿地目は田、面積77㎡です。申請人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。転用目的及び転用理由は、アパート及び一般個人住宅としての転用です。なお、昭和59年頃よりアパート及び一般個人住宅として利用しており、追認案件です。農地の区分は、第3種農地と判断されます。担当委員は、6番委員です。以上1件です。
事務局	引き続きですが、補足説明をさせていただきます。今説明のあった議案ですが、7月の農業委員会の時に、一度5条の案件として提出したものとなります。7月の農業委員会の後に、県に申請書の提出をしていましたが、県の審査途中で、農地法の第5条ではなく第4条で申請するのが妥当であるとの指摘を受け、今回、4条のほうでの議案となりました。 前回、5条申請では、土地の所有者である、貸付人の〇〇さんと、建物の管理者である、借受人の〇〇さんが申請者となっていました。ただ、〇〇さんは建物の所有者ではなく、管理者の立場となっておりました。実際の所有者は、すでに亡くなられている〇〇さんの兄となっておりますが、近くにアパート管理のできる家族がいないため、〇〇さんが現在管理をしている状況です。ただ、お兄さんが亡くなっていますが、〇〇さん自体はアパートに対する相続権は持っていません。 アパート兼一般住宅の建物を建てたころは、土地の所有者は〇〇さんの父、建物に関しては、〇〇さんの父が所有者でした。その後、〇〇さんのお兄さんが相続しました。

	農地転用に係る追認許可の取扱いについては、平成24年に県からの通知で、「追認案件に係る5条許可申請は、譲渡人及び譲受人の双方が当事者である場合を除き却下する」との取り扱いがありました。そのため、5条での許可はできないとの県からの指摘でした。ただ、今回の件については、4条のほうで所有者の〇〇さんが始末書を添付して申請すれば許可はできるとのことでしたので、〇〇さんが単独で、始末書を添付のうえ、4条申請を行うことで許可を得る手続きに変更させていただきました。 なお、農地法の変更のみで、申請内容には変更ありませんので、農業委員と推進委員の報告は省略させていただきたいと思います。 以上、よろしくお願いします。
議長	この案件は、7月に委員さんが報告した案件になります。今、事務局のほうから5条申請から4条申請に変更になったという説明です。質疑はありませんか。
議長	質疑がなければ採決をとります。議案第1号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、原案どおり賛成の方の挙手をお願いします。
農業委員	挙手
議長	全員賛成です。議案第1号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、原案どおり許可し、許可相当として県知事に意見書を送付します。 次に、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請について事務局説明をお願いします。
事務局	議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてです。 場所は先ほどの4条の隣地で、大字塚脇字田中〇〇〇番〇〇、登記簿地目は田、面積267㎡です。貸付人は、〇〇の〇〇〇〇さん。借受人は、〇〇の〇〇〇〇さん。転用目的及び転用理由は、一般個人住宅用地としての転用です。なお、令和2年5月に砂利を入れているため、追認案件です。農地の区分は、第3種農地と

	判断されます。担当委員は、6 番委員です。以上です。
議長	それでは、担当委員の説明を 番号 1 を 6 番委員 お願いします。 委員の報告後、推進委員の報告をお願いします。
農業委員	番号 1 の調査結果を報告します。7 月に、〇〇さんと娘さん、 推進委員と会長、事務局で現地確認を行いました。土地の所在は、 大字塚脇字田中〇〇〇番〇〇で、面積は 2 6 7 m²です。〇〇〇〇 〇〇駐車場より 2 0 m ほど行ったところにあります。7 月に提出 したかったのですが、間に合わず、今回 8 月の提出となりました。 登記簿は田ですが、現況は雑種地となっております。現在は、砂 利を入れてあります。転用目的は一般住宅用地で、転用理由は申 請者の〇〇さんの、自己の住宅建築のためです。貸人〇〇さんと 借り人〇〇さんの奥さんは親子です。工事計画は許可日から令和 2 年 1 2 月 3 1 日までに完了する予定です。無断転用案件なので、 始末書を提出してあります。土砂の流出、崩壊、その他の災害の 発生、周辺の農地に係る営農条件への支障を生じる恐れはありま せん。以上、報告を終わります。
議長	推進委員から補足がありましたら、よろしくお願いします。
推進委員	特にありません。
議長	それでは質疑のある方は挙手をお願いします。
議長	ないようでしたら、採決に入ります。 議案第 2 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、 原案どおり賛成の方は挙手をお願いします。
農業委員	挙手
議長	全員賛成です。議案第 3 号について、原案どおり許可し、許可相 当として県知事に意見書を送付します。
議長	次に、議案第 3 号農用地利用集積計画の決定について、事務局

	説明をお願いします。
事務局	議案第 3 号農用地利用集積計画についてです。別冊の議案第 3 号の最後のページをご覧ください。 利用権の設定の新規ですが、 3 年～5 年が 3 件で 3, 3 4 4 m²、 6 年～9 年が 1 件で、 1, 0 0 0 m²、 以上、合計 4 件で、合計面積が 4, 3 4 4 m²です。 以上です。
議長	質疑はありますか。
議長	無いようでしたら、ご承認をお願いします。承認される方は挙手をお願いします。
農業委員	挙手
議長	全員賛成です。議案第 3 号については、原案どおり承認します。 以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。引き続き、報告事項について事務局説明をお願いします。
事務局	報告第 1 号です。農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の取下げ願いについてです。先ほどの 4 条の関係で、7 月に農地法 5 条で審議した内容です。申請方法の変更による取下げ願いがあったものです。 報告第 2 号です。農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について（相続）が 1 件、届出されております。 報告第 3 号です。農地法第 1 8 条合意解約通知書が 1 件、届出されております。
議長	それでは以上をもちまして玖珠町農業委員会 8 月定例総会を閉会します。